

大阪市防災力強化マンション認定基準チェックシート（工事等完了時用）

注) 内をご記入ください。その他の欄には記入しないでください。
 申請者自主検査チェック欄に 印あるものについては、それぞれが確認できる完成写真が必要です。

マンション名		申請者 自主検査日	平成 年 月 日
所在地		自主検査 担当者	
申請者名		計画認定日	平成 年 月 日

書類 確認日	平成 年 月 日 手直し確認（平成 年 月 日）
現場 確認日	平成 年 月 日 手直し確認（平成 年 月 日）
最終 確認日	平成 年 月 日 手直し確認（平成 年 月 日）

このチェックシートは平成24年12月13日までに
 計画認定を受けたマンションが対象です。

基準を満たす項目のチェック欄にチェックし、該当する項目の算定根拠等の記入をしてください。

計画認定の内容 (計画認定申請に添付したチェックシートと同じ内容を記入してください)				申請者自主検査				大阪市検査		
項目	基準	算定根拠等	チェック欄	確認	確認する書類・現場	確認する内容	チェック欄	書類	現場	メモ
								チェック欄	チェック欄	
建築物の構造に関する基準	耐震性 (いずれか)	住宅性能評価「耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」等級1以上 " 「耐震等級(構造躯体の損傷防止)」等級1以上 住宅性能評価で免震建築物の明示を受けたもの	等級() 等級()		書類	性能評価書 性能評価書 1-1 耐震等級(構造躯体の損傷等防止) 1-2 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)				
	耐火性	耐火建築物であること 延焼の恐れのある部分を有する場合 住宅性能評価「耐火等級(延焼の恐れのある部分(開口部))」等級2以上 " 「耐火等級(延焼の恐れのある部分(開口部以外))」等級4以上	等級() 等級()		書類	検査済証 性能評価書 性能評価書 検査済証がある 2-5 耐火等級(延焼の恐れある部分(開口部)) (該当なし) 2-6 耐火等級(延焼の恐れある部分(開口部以外)) (該当なし)				
		住戸内 地震対策	家具転倒防止対策の実施 家具転倒防止マニュアルの作成・配付 家具転倒防止の必要性と壁下地に応じた対応方を明記 吊り戸棚等への耐震ラッチの設置 居間等に直接面する冷蔵庫置き場について、冷蔵庫を背面で固定するための金具を設置できる壁下地の設置及びその旨の表示 耐震等級1の場合 専門家による家具転倒防止対策相談窓口を一定期間 設置 分譲の場合は入居開始日から全住戸販売後一年間、 賃貸の場合は継続的に設置 対震枠付玄関ドアの設置 JIS A 4702面内変形追従性の規定で「D-3」等級 及び 耐震性に配慮されたドアガード	【マニュアル案の添付】 【設置場所を住戸詳細図に記載】 対象室タイプ () 相談窓口担当者 () 入居開始日(年 月 日) 【カタログの添付・住戸詳細図に記載】		書類 現場 現場 書類 現場	実際に配付予定の転倒防止 マニュアル 各室 各室 防災アクションプラン 転倒防止マニュアル JIS規格証明書等 各室	内容は申請書どおりであり、マニュアルの配付の方法は適切である (方法:) 申請書どおりの壁下地である 吊り戸棚に申請書どおり耐震ラッチを設置している 壁下地等は申請書どおりである 表示位置および内容は適切である 担当者名と電話番号、窓口設置期間が明記されている 分譲 全ての住宅が分譲済であれば入居開始日から1年間設置する 全ての住宅が分譲済でなければ最終分譲済から1年間設置する 賃貸 継続的に設置する JIS A 4702面内変形追従性の規定で「D-3」等級である ドアガードが設置されている		
エレベーター	予備電源付き地震時管制運転装置の設置	【エレベーター詳細図に記載】			書類	エレベーターの検査済証	検査済証がある			
救出・救助	救出・救助資器材を防災倉庫に設置 (防災倉庫には室名札等による表示を設置)	救出・救助資器材()組 ()組 = ()戸÷200戸(小数点以下切り上げ) 【カタログの添付】 防災倉庫()階・有効面積()㎡			現場	防災倉庫	品目・員数は申請書どおりである 室名札等が設置されている			
避難時の安全性に関する基準	地域防災計画の避難路に面する敷地の場合	延焼遮断帯の 建物の高さは7m以上 落下防止対策 避難路に面する外壁にある開口部等から H/2の距離内における落下防止対策、もしくは開口部のガラスを安全ガラス等とすること(安全ガラスの使用、又はバルコニー・庇等の落下防止対策)	7m以上の部分()㎡ ()㎡ = 全建築面積()㎡ x 50% ()		書類 現場	検査済証 落下防止の必要な範囲	検査済証がある 避難路に面する部分の落下防止対策がされている ・植栽等により対策されている(幅の確保・樹種の確認) ・ガラス等で対策されている(網入りガラス・合わせガラス) ・バルコニー・庇等で対策されている(申請書どおりの範囲)			
	地域防災計画の避難路に面する敷地以外の場合	空地の確保 非常時の避難に供する敷地面積の10%以上の空地を確保 ・日常的に開放され避難に供することができる敷地内の公共的通路・公開空地・広場・プレイロット・芝生等 ・非常時に開放し、避難に供することができる通路・車路等 落下防止対策 前項目で確保した空地に面する外壁にある開口部等から H/2の距離内における落下防止対策、もしくは開口部のガラスを安全ガラス等とすること(安全ガラスの使用、又はバルコニー・庇等の落下防止対策)	対象空地面積 ()㎡ ()㎡ = 敷地面積()㎡ x 10% ()		現場 現場	該当空地 落下防止の必要な範囲	申請書どおりの幅員を確保できている 車路で確保している場合、ゲート等は災害時手動であけられる 非常時の通行等に障害になる構造物等がない 植栽がある場合は非常時に通行可能である(芝生・地被類である) 空地に面する部分の落下防止対策がされている ・植栽等により対策されている(幅の確保) ・ガラス等で対策されている(網入りガラス・合わせガラス) ・バルコニー・庇等で対策されている(申請書どおりの範囲)			

1) 災害後3日間の生活維持を図る備え				申請者自主検査				大阪市検査		
目的 11階以上に住戸あり または200戸未満 2項目以上 11階以上に住戸なし かつ200戸以上 3項目以上、	対策 選択した目的から対策を1以上選択	算定根拠等	チェック欄	確認	確認する書類・現場	確認する内容	チェック欄	書類	現場	メモ
				書類	現場	チェック欄	チェック欄			
飲料水の確保	備蓄倉庫に一人1日当たり3リットルを3日分準備 (戸数×18リットル以上)	備蓄飲料水の量 ()リットル ()リットル= ()戸×18リットル		現場	備蓄場所	品目・員数は申請書どおりである 消費期限は()年				
	小型造水機の設置(ただし、有効な水源があること)	水源 () 飲料水造水能力 ()リットル/時		現場	水源 設置場所	水源は適切である 適切に設置されている				
	()貯湯式給湯器の設置	貯湯量 ()リットル/戸		現場	設置場所	申請書どおりの仕様である				
				書類	取扱説明書・仕様書等	取扱説明書・仕様書等				
()平成24年4月1日の認定基準改正で、「貯湯式給湯器の設置」は、「飲料水の確保」の対策から「生活水の確保」の対策へと取り扱いを変更いたしました。貴マンションが「貯湯式給湯器の設置」を選択され計画認定を受けている場合は、計画認定時点の基準が適用されますので、申請時のチェックシートをご覧になり記載してください。										
食糧、食事の確保	乾パンなど煮炊き不要な食糧を備蓄倉庫に準備 (全住戸に対し3日分以上)	備蓄食糧 合計()食 ()食=()戸×()人×()食 食糧の内容():()食 ():()食		現場	備蓄場所	品目・員数が申請書どおりである 消費期限は()年				
	かまどベンチの設置及びかまどベンチ用燃料等の備蓄	かまどベンチの数()基 ()基 =()戸÷200戸(小数点以下切り上げ) かまどベンチの燃料および量 ()		現場	設置場所 備蓄場所	申請書どおりの仕様である 周囲に利用の障害となるものがない 燃料・備品が申請書どおりである				
し尿処理	マンホール用マンホール及びトイレキットを50戸当たり1基設置 (ただし、災害後の利用における詰まり等を防止するため適切な対策を講じていること)	マンホールトイレの数 ()カ所 トイレキットの数 ()セット ()カ所 =()戸÷50戸(小数点以下切り上げ)		現場	設置場所 備蓄場所	申請書どおりの仕様である 周囲に利用の障害となるものがない 詰まり等の対策が申請書どおりである トイレキットの品目・員数が申請書どおりである				
生活水の確保	防災井戸の設置	深度・径等()		現場	設置場所	申請書どおりの仕様である 周囲に利用の障害となるものがない				
	雨水貯留槽の設置 (戸数×48リットル)	貯留槽()リットル ()リットル=()戸×48リットル		現場	設置場所	申請書どおりの仕様である 周囲に利用の障害となるものがない				
	()貯湯式給湯器の設置	貯湯量 ()リットル/戸		現場	設置場所	申請書どおりの仕様である				
				書類	取扱説明書・仕様書等	取扱説明書・仕様書等				
()平成24年4月1日の認定基準改正で、「貯湯式給湯器の設置」は、「飲料水の確保」の対策から「生活水の確保」の対策へと取り扱いを変更いたしました。貴マンションが「貯湯式給湯器の設置」を選択され計画認定を受けている場合は、計画認定時点の基準が適用されますので、申請時のチェックシートをご覧になり記載してください。										
一時避難場所の確保	一時避難の際の有効な200㎡以上のまとまった敷地内オープンスペース	対象空地面積 ()㎡ 200㎡		現場	設置場所	申請書どおりの仕様である				
2) 高層住戸の災害後の生活の確保について				申請者自主検査				大阪市検査		
目的 11階以上に住戸有 1項目以上選択 11階以上に住戸無 選択不要	対策	算定根拠等	チェック欄	確認	確認する書類・現場	確認する内容	チェック欄	書類	現場	メモ
				書類	現場	チェック欄	チェック欄			
防災倉庫の確保	高層住戸の住民の飲料水や食糧、災害時用ポータブルトイレ等を備蓄するため、防災倉庫を11階以上の階10階おきに1カ所以上設置すること (防災倉庫には室名札等による表示を設置) (倉庫面積の合計が、11階以上の戸数×0.05㎡で算出される面積以上、最小5㎡)	11階以上の住戸のある階()階~()階 防災倉庫の場所 ()階 面積の合計 ()㎡ ()㎡=11階以上()戸×0.05㎡ (最小5㎡)		現場	高層用防災倉庫	防災倉庫の場所や大きさは申請書どおりである 備蓄物の品名・員数は申請書どおりである 施錠が可能である (鍵の保管場所) 室名札等が設置されている				
生活場所の確保	高層住戸の住民の避難生活に使用できる屋内スペースを低層部に設置すること (11階以上の戸数×4㎡×50%で算出される面積以上、最小50㎡)	場所 ()階 室名() 面積の合計()㎡ ()㎡=11階以上()戸×4㎡×0.5 (最小50㎡)		現場	生活場所 防災倉庫	生活場所の大きさは申請書どおりである 生活場所と災害時の動線とを区分するため、パーティション等を備蓄している				
災害後も使用できるエレベーター	11階以上の高層部に通ずる、少なくとも一基以上のエレベーターについては、災害後の停電時等にも継続して使用できる仕様のものであること	()基()号機 【自家発電設備、燃料貯蔵所の詳細図を添付】		書類 現場	取扱説明書・仕様書等	申請書どおりの仕様である				
その他の対策	生活の確保等に関して対策を講じ、防災アクションプランに明記すること	その他の対策の概要 ()		現場 書類						

災害に対する備えに関する基準

災害に対する備えに関する基準	3) 日常の自主防災活動について				大阪市検査				
	目的 1項目以上選択	対策 選択した目的から対策を1以上選択	チェック欄	申請者自主検査					
				書類	現場	確認	確認する書類・現場	確認する内容	チェック欄
書類	現場	メモ							
防災訓練	年に1回以上防災訓練を行う(消防訓練をかねてもかまわない)		書類	防災アクションプラン	記載が申請書どおりである				
	防災に関する啓発活動を継続的に行う		書類	防災アクションプラン	記載が申請書どおりである				
地域連携	防災アクションプランの内容を地域防災リーダーと共有する		書類	防災アクションプラン	記載が申請書どおりである				
防災アクションプランの策定に関する基準	項目	基準	チェック欄						
	計画の目標	災害時のマンション住民の自立を主眼においた防災方針を記述		書類	管理規約	<ul style="list-style-type: none"> ・防災力強化マンション認定制度の認定基準に基づき防災アクションプランを策定していることを位置づけられている。 ・防災アクションプランが管理規約集の一部として綴じられている又は綴じられていると同等の状態である ・防災アクションプランの内容が添付図面を含めて申請書どおりである 			
	計画の位置づけ	管理規約等に位置づける							
	マンションの概要	名称、住所、規模等、防災対策を策定するための基礎情報として記述		書類	重要事項説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・防災力強化マンション認定制度に基づき防災アクションプランを策定していることが説明されている。 			
	マンションの防災関連情報	マンション周辺の街並み状況、避難路や避難所の位置などを記述(計画敷地を明示した震度分布予測図及び浸水想定区域図を含む)							
	マンションに備わっている防災性能、防災設備、備品・備蓄物資など	耐震性能や耐火性能、防災関連の設備や備蓄物資などを記述		現場	備蓄物その他	建設当初からの備えとして位置づけられているものが設置されている (防災アクションプランに「マンションに備わっている防災性能、防災設備、備品・備蓄物資など」に掲げるものが全て備わっている) () () () () () () ()			
	災害に対する備え	「A. 災害直後の身体の安全確保」 「B. 災害後3日間の生活維持」 「C. ライフライン復旧までの生活支援」 「D. 日常の自主防災活動」 の4段階に応じ、活動目的別に対策を記述 各段階に本市にて定める活動目的別に一つ以上の対策を行う							
	地域への貢献について	災害時に一定期間周辺住民に開放できる施設など、マンションとして地域貢献できる項目を記述							
防災アクションプランを補完する各種マニュアル	大阪市自主防災活動マニュアル、大阪市民防災マニュアル、家具転倒防止マニュアル、防災訓練マニュアルなど、災害対策活動をサポートする各種マニュアルを記述								

大阪市防災力強化マンション認定基準チェックシート（工事等完了時用）

注) 内をご記入ください。その他の欄には記入しないでください。
申請者自主検査チェック欄に 印あるものについては、それぞれが確認できる完成写真が必要です。

マンション名		申請者 自主検査日	平成 年 月 日
所在地		自主検査 担当者	
申請者名		計画認定日	平成 年 月 日

書類 確認日	平成 年 月 日 手直し確認（平成 年 月 日）
現場 確認日	平成 年 月 日 手直し確認（平成 年 月 日）
最終 確認日	平成 年 月 日 手直し確認（平成 年 月 日）

このチェックシートは平成24年12月14日～平成26年12月26日までに
計画認定を受けたマンションが対象です。

基準を満たす項目のチェック欄にチェックし、該当する項目の算定根拠等の記入をしてください。

計画認定の内容 (計画認定申請に添付したチェックシートと同じ内容を記入してください)				申請者自主検査				大阪市検査			
項目	基準	算定根拠等	チェック欄	確認	確認する書類・現場	確認する内容	チェック欄	書類	現場	メモ	
								チェック欄	チェック欄		
建築物の構造に関する基準	耐震性 (いずれか)	住宅性能評価「耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」等級1以上	等級()	書類	性能評価書	1-1耐震等級(構造躯体の損傷等防止)					
		「耐震等級(構造躯体の損傷防止)」等級1以上	等級()			1-2耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)					
		住宅性能評価で免震建築物の明示を受けたもの				1-3その他(免震建築物であるか否か)					
建築物の構造に関する基準	耐火性	耐火建築物であること		書類	検査済証	検査済証がある					
		延焼の恐れのある部分を有する場合				性能評価書					2-5耐火等級(延焼の恐れある部分(開口部)) (該当なし)
		住宅性能評価「耐火等級(延焼の恐れのある部分(開口部))」等級2以上	等級()								2-6耐火等級(延焼の恐れある部分(開口部以外)) (該当なし)
建築物の構造に関する基準	耐火性	「耐火等級(延焼の恐れのある部分(開口部以外))」等級4以上	等級()		性能評価書						
		建築物内部の安全性に関する基準	住戸内の地震対策	家具転倒防止対策の実施							
				家具の固定が必要と想定される場所について、L字型金具等で家具を固定することができる壁の仕様とすること	【住戸詳細図に着色】 (申請手続の手引きP.7(注4)参照)	現場	各室	申請書どおりの壁下地である			
家具転倒防止マニュアルの作成・配付 家具転倒防止の必要性和壁下地に応じた対応方策を明記	【マニュアル案の添付】			書類	実際に配付予定の転倒防止マニュアル	内容は申請書どおりであり、マニュアルの配付方法は適切である (配付方法:)					
建築物内部の安全性に関する基準	住戸内の地震対策	吊り戸棚等への耐震ラッチの設置	【設置場所を住戸詳細図に記載】	現場	各室	吊り戸棚に申請書どおり耐震ラッチを設置している					
		居間等に直接面する冷蔵庫置き場について、冷蔵庫を背面で固定するための金具を設置できる壁下地の設置及びその旨の表示	対象室タイプ ()	現場	各室	壁下地等は申請書どおりである 表示位置および内容は適切である					
		耐震等級1の場合 専門家による家具転倒防止対策相談窓口を一定期間 設置 分譲の場合は入居開始日から全住戸販売後一年間、 賃貸の場合は継続的に設置	相談窓口担当者 () 入居開始日(年 月 日)	書類	防災アクションプラン 転倒防止マニュアル	担当者名と電話番号、窓口設置期間が明記されている 分譲 全ての住宅が分譲済であれば入居開始日から1年間設置する 全ての住宅が分譲済でなければ最終分譲済から1年間設置する 賃貸 継続的に設置する					
建築物内部の安全性に関する基準	住戸内の地震対策	対震枠付玄関ドアの設置 JIS A 4702面内変形追随性の規定で「D-3」等級 及び 耐震性に配慮されたドアガード	【カタログの添付・住戸詳細図に記載】	書類	JIS規格証明書等	JIS A 4702面内変形追随性の規定で「D-3」等級である					
		エレベーター	予備電源付き地震時管制運転装置の設置	【エレベーター詳細図に記載】	書類	エレベーターの検査済証	検査済証がある				
		防災倉庫	共用部に防災倉庫を設置し、救出・救助資器材やその他防災関連の備蓄物資を備蓄 (室名札等による表示) (防災関連の備蓄物資等の一覧を設置)	場所 ()階 有効面積合計 ()㎡	現場	防災倉庫	備蓄物の品目・員数は申請書どおりである 室名札等が設置されている 防災関連の備蓄物資等の一覧が設置されている				
救出・救助	救出・救助資器材の備蓄 及び 災害時の周辺住民への貸し出し = ()戸 ÷ 200戸 (小数点以下切り上げ) 【カタログの添付】		現場	防災倉庫	品目・員数は申請書どおりである						
避難時の安全性に関する基準	地域防災計画の避難路に面する敷地の場合	延焼遮断帯 建築物の高さは7m以上	7m以上の部分()㎡ ()㎡ = 全建築面積()㎡ x 50%	書類	検査済証	検査済証がある					
		落下策防止対 建築物を避難路から H/2以上離すこと H/2以上離すことができない場合は、避難路に面する外壁にある開口部等から H/2の距離内における落下防止対策、もしくは開口部のガラスを安全ガラス等とすること (安全ガラスの使用、又はバルコニー・庇等の落下防止対策)	落下防止対策の概要 ()	現場	落下防止の必要な範囲	避難路に面する部分の落下防止対策がされている ・植栽等により対策されている(幅の確保・樹種の確認) ・ガラス等で対策されている(網入りガラス・合わせガラス) ・バルコニー・庇等で対策されている(申請書どおりの範囲)					
	地域防災計画の避難路に面する敷地以外の場合	空地の確保 非常時の避難に供する敷地面積の10%以上の空地を確保 ・日常的に開放され避難に供することができる敷地内の広場 ・プレイロット・歩道状空地・芝生等 ・非常時に開放し、避難に供することができる通路・車路等	対象空地面積 ()㎡ ()㎡ = 敷地面積 ()㎡ x 10%	現場	該当空地	申請書どおりの幅員を確保できている 車路で確保している場合、ゲート等は災害時手動であけられる 非常時の通行等に障害になる構造物等がない 植栽がある場合は非常時に通行可能である(芝生・地被類である)					
避難時の安全性に関する基準	地域防災計画の避難路に面する敷地以外の場合	落下策防止対 建築物を上記の空地から H/2以上離すこと H/2以上離すことができない場合は、空地に面する外壁にある開口部等から H/2の距離内における落下防止対策、もしくは開口部のガラスを安全ガラス等とすること (安全ガラスの使用、又はバルコニー・庇等の落下防止対策)	落下防止対策の概要 ()	現場	落下防止の必要な範囲	空地に面する部分の落下防止対策がされている ・植栽等により対策されている(幅の確保) ・ガラス等で対策されている(網入りガラス・合わせガラス) ・バルコニー・庇等で対策されている(申請書どおりの範囲)					

1) 災害後3日間の生活維持を図る備え										
目的 11階以上に住戸あり または200戸未満 2項目以上 11階以上に住戸なし かつ200戸以上 3項目以上、	対策 選択した目的から対策を1以上選択	算定根拠等	チェック欄	申請者自主検査				大阪市検査		
				確認	確認する書類・現場	確認する内容	チェック欄	書類 チェック欄	現場 チェック欄	メモ
飲料水の確保	一人1日当たり3リットルを3日分備蓄(戸数×18リットル以上)	備蓄飲料水の量 ()リットル ()リットル=()戸×18リットル		現場	防災倉庫	品目・員数は申請書どおりである 消費期限は()年				
	小型造水機の設置(ただし、有効な水源があること)	水源 () 飲料水造水能力 ()リットル/時		現場	水源・設置場所	水源は適切である 適切に設置されている				
食糧・食事の確保	煮炊き不要な食糧を備蓄 (全住戸に対し1日2食3日以上) (災害時における食事に配慮した多様な品目とすること)	備蓄食糧 合計()食 ()食=()戸×2人×2食×3日 食糧の内容():()食 ():()食		現場	防災倉庫	品目・員数は申請書どおりである 消費期限は()年				
	かまどベンチを200戸当たり1基(1基にかまど2台)設置、及びかまどベンチ用燃料・大型鍋・レドルの備蓄(周囲に炊き出し等に供する空地の確保をすること)(燃料の量は1日2食3日間炊き出しするために必要な量以上)	かまどベンチの数()基 ()基 =()戸÷200戸(小数点以下切り上げ) かまどベンチの燃料および量 ()		現場	設置場所 防災倉庫	申請書どおりの仕様である 周囲に利用の障害となるものがない 燃料・備品が申請書どおりである				
し尿処理	マホール用マホール及びトイレキットを50戸当たり1基設置(災害後の利用における詰まり等を防止するため適切な対策を講じていること)	マンホールトイレの数()カ所 トイレキットの数()セット ()カ所 =()戸÷50戸(小数点以下切り上げ)		現場	設置場所 備蓄場所	申請書どおりの仕様である 周囲に利用の障害となるものがない 詰まり等の対策が申請書どおりである トイレキットの品目・員数が申請書どおりである				
生活用水の確保	防災井戸の設置	深度・径等()		現場	設置場所	申請書どおりの仕様である 周囲に利用の障害となるものがない				
	雨水貯留槽の設置(戸数×48リットル)	貯留槽()リットル ()リットル=()戸×48リットル		現場	設置場所	申請書どおりの仕様である 周囲に利用の障害となるものがない				
	貯湯式給湯器の設置	貯湯量()リットル/戸		現場 書類	設置場所 取扱説明書・仕様書等	申請書どおりの仕様である 取扱説明書・仕様書等				
一時避難場所の確保	災害後3日間の避難生活に有効な200㎡以上のまとまった敷地内オープンスペース	対象空地面積()㎡ 200㎡		現場	設置場所	申請書どおりの仕様である				
2) 高層住戸の災害後の生活の確保について										
目的 11階以上に住戸有 1項目以上選択 11階以上に住戸無 選択不要	対策	算定根拠等	チェック欄	申請者自主検査				大阪市検査		
				確認	確認する書類・現場	確認する内容	チェック欄	書類 チェック欄	現場 チェック欄	メモ
防災倉庫の確保	防災倉庫を11階以上の共用部に設置し、高層階にとどまって生活するにあたり必要と考えられるものを備蓄(居住階から5階上がったフロア又は5階下がったフロアに1カ所以上設置)(11階以上の戸数×0.05㎡で算出される面積以上、かつ5㎡以上)(室名札等による表示を設置)	11階以上の住戸のある階()階~()階 防災倉庫の場所 ()階 面積の合計 ()㎡ ()㎡=11階以上()戸×0.05㎡ (最小5㎡) 備蓄物 ()		現場	高層用防災倉庫	防災倉庫の場所や大きさは申請書どおりである 備蓄物の品名・員数は申請書どおりである 施錠が可能である (鍵の保管場所:) 室名札等が設置されている				
	高層住戸の住民の避難生活に使用できる屋内スペースを低層部に設置すること(11階以上の戸数×4㎡×50%で算出される面積以上、かつ50㎡以上)(生活場所と災害時の動線との区分が必要な場合はパーティション等を備蓄)	場所 ()階 室名() 面積の合計()㎡ ()㎡=11階以上()戸×4㎡×0.5 (最小50㎡)		現場	生活場所 防災倉庫	生活場所の大きさは申請書どおりである 生活場所と災害時の動線とを区分するため、パーティション等を備蓄している				
災害後も使用できるエレベーター	11階以上の高層階に通ずる、少なくとも一基以上のエレベーターについては、災害後の停電時等にも継続して(最低3日間以上)使用できる仕様のもをすること	()基()号機 【自家発電設備、燃料貯蔵所の詳細図を添付】		書類 現場	取扱説明書・仕様書等	申請書どおりの仕様である				
その他の対策	生活の確保等に関して対策を講じ、防災アクションプランに明記すること	その他の対策の概要 ()		現場 書類						

災害に対する備えに関する基準

3) 日常の自主防災活動について				申請者自主検査				大阪市検査			
目的 1項目以上選択	対策 選択した目的から対策を1以上選択	算定根拠等	チェック欄	確認	確認する書類・現場	確認する内容	チェック欄	書類	現場		
								チェック欄	チェック欄	メモ	
防災訓練	年に1回以上防災訓練を行う (消防訓練をかねてもかまわない) 防災に関する啓発活動を継続的に行う			書類	防災アクションプラン	記載が申請書どおりである					
				書類	防災アクションプラン	記載が申請書どおりである					
地域連携	防災アクションプランの内容を地域防災リーダーと共有する 津波避難施設として登録する (上町台地西側10区(福島区、此花区、西区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、淀川区、住之江区、西成区)に限る) (区役所と、事前協議及び管理組合設立後に再協議を行うこと)	【津波避難施設に関する協定書(案)及び区役所との協議議事録を添付】		書類	「津波避難施設」に関する協定書	「津波避難施設」に関する協定書がある					
項目	基準		チェック欄								
計画の目標	災害時のマンション住民の自立を主眼においた防災方針を記述			書類	管理規約	<ul style="list-style-type: none"> ・防災力強化マンション認定制度の認定基準に基づき防災アクションプランを策定していることを位置づけられている ・防災アクションプランが管理規約集の一部として綴じられている又は綴じられていると同等の状態である ・防災アクションプランの内容が添付図面を含めて申請書どおりである 					
計画の位置づけ	管理規約等に位置づける										
マンションの概要	名称、住所、規模等、防災対策を策定するための基礎情報として記述			書類	重要事項説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・防災力強化マンション認定制度に基づき防災アクションプランを策定していることが説明されている 					
マンションの防災関連情報	マンション周辺の街並み状況、避難路や避難所の位置などを記述 (計画敷地を明示した震度分布予測図及び浸水想定区域図を含む)										
マンションに備わっている防災性能、防災設備、備品・備蓄物資など	耐震性能や耐火性能、防災関連の設備や備蓄物資などを記述			現場	備蓄物その他	建設当初からの備えとして位置づけられているものが設置されている (防災アクションプランの「マンションに備わっている防災設備、備品・備蓄物資など」に掲げるものが全て備わっている) () () () () () () () () ()					
災害に対する備え	「A. 災害直後の安全確保」 「B. 災害後3日間の生活維持」 「C. ライフライン復旧までの生活支援」 「D. 日常の自主防災活動」 の4段階に応じ、活動目的別に対策を記述 各段階に本市にて定める活動目的別に一つ以上の対策を行う										
地域への貢献について	災害時に一定期間周辺住民に開放できる施設など、マンションとして地域貢献できる項目を記述										
防災アクションプランを補完する各種マニュアル	大阪市自主防災活動マニュアル、大阪市民防災マニュアル、家具転倒防止マニュアル、防災訓練マニュアルなど、災害対策活動をサポートする各種マニュアルを記述										
項目	基準		チェック欄								
生 活 動 線	災害時の生活動線に配慮したものであること	【よくある質問と回答(Q & A)のQ23参照】		現場	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・平面計画が申請書どおりである ・その他() 					
被 害 想 定	各々の被害想定を踏まえた対策を講じたものであること	【よくある質問と回答(Q & A)のQ24参照】		現場	防災倉庫その他	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水予測があるため、防災倉庫のレイアウトを工夫している ・その他() 					
情 報 伝 達 手 段	災害時の情報伝達が適切に行えるよう対策を講じたものであること	【よくある質問と回答(Q & A)のQ25参照】		現場	災害時活動場所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時活動場所の掲示板がある ・シート型ホワイトボードを備蓄している 					

大阪市防災力強化マンション認定基準チェックシート（工事等完了時用）

注) 内をご記入ください。その他の欄には記入しないでください。
申請者自主検査チェック欄に 印あるものについては、それぞれが確認できる完成写真が必要です。

マンション名		申請者 自主検査日	平成 年 月 日
所在地		自主検査 担当者	
申請者名		計画認定日	平成 年 月 日

このチェックシートは平成26年12月26日以降に
計画認定を受けたマンションが対象です。

書類 確認日	平成 年 月 日 手直し確認(平成 年 月 日)
現場 確認日	平成 年 月 日 手直し確認(平成 年 月 日)
最終 確認日	平成 年 月 日 手直し確認(平成 年 月 日)

基準を満たす項目のチェック欄にチェックし、該当する項目の算定根拠等の記入をしてください。

計画認定の内容 (計画認定申請に添付したチェックシートと同じ内容を記入してください)				申請者自主検査				大阪市検査		
項目	基準	算定根拠等	チェック欄	確認	確認する書類・現場	確認する内容	チェック欄	書類	現場	メモ
								チェック欄	チェック欄	
耐震性 (いずれか)	住宅性能評価「耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」等級1以上	等級()		書類	性能評価書	1-1耐震等級(構造躯体の損傷等防止)				
	住宅性能評価「耐震等級(構造躯体の損傷防止)」等級1以上	等級()								
耐火性	住宅性能評価で免震建築物の明示を受けたもの			書類	検査済証	検査済証がある				
	延焼の恐れのある部分を有する場合 住宅性能評価「耐火等級(延焼の恐れのある部分(開口部))」等級2以上 「耐火等級(延焼の恐れのある部分(開口部以外))」等級4以上	等級() 等級()								
建築物内部の安全性に関する基準	住戸内 地震対策	家具転倒防止対策の実施								
		家具の固定が必要と想定される場所について、L字型金具等で家具を固定することができる壁の様とすること	【住戸詳細図に着色】 (申請手続の手引きP.7(注4)参照)	現場	各室	申請書どおりの壁下地である				
		家具転倒防止マニュアルの作成・配付 家具転倒防止の必要性と壁下地に応じた対応方を明記	【マニュアル案の添付】	書類	実際に配付予定の転倒防止マニュアル	内容は申請書どおりであり、マニュアルの配付方法は適切である(配付方法:)				
		吊り戸棚等への耐震ラッチの設置	【設置場所を住戸詳細図に記載】	現場	各室	吊り戸棚に申請書どおり耐震ラッチを設置している				
		居間等に直接面する冷蔵庫置き場について、冷蔵庫を背面で固定するための金具を設置できる壁下地の設置及びその旨の	対象室タイプ ()	現場	各室	壁下地等は申請書どおりである 表示位置および内容は適切である				
		耐震等級1の場合 専門家による家具転倒防止対策相談窓口を一定期間 設置 分譲の場合は入居開始日から全住戸販売後一年間、 賃貸の場合は継続的に設置	相談窓口担当者 () 入居開始日(年 月 日)	書類	防災アクションプラン 転倒防止マニュアル	担当者名と電話番号、窓口設置期間が明記されている 分譲 全ての住宅が分譲済であれば入居開始日から1年間設置する 全ての住宅が分譲済でなければ最終分譲済から1年間設置する 賃貸 継続的に設置する				
		対震枠付玄関ドアの設置 JIS A 4702面内変形追随性の規定で「D-3」等級及び耐震性に配慮されたドアガード	【カタログの添付・住戸詳細図に記載】	書類 現場	JIS規格証明書等 各室	JIS A 4702面内変形追随性の規定で「D-3」等級である ドアガードが設置されている				
エレベーター	予備電源付き地震時管制運転装置の設置	【エレベーター詳細図に記載】	書類	ILベーターの検査済証	検査済証がある					
防災倉庫	共用部に防災倉庫を設置し、救出・救助資器材やその他防災関(室名札等による表示) (防災関連の備蓄物資等の一覧を設置)	場所 ()階 有効面積合計 ()㎡	現場	防災倉庫	備蓄物の品目・員数は申請書どおりである 室名札等が設置されている 防災関連の備蓄物資等の一覧が設置されている					
救出・救助	救出・救助資器材の備蓄及び災害時の周辺住民への貸し出し	救出・救助資器材 ()組 ()組 = ()戸 ÷ 200戸(小数点以下切り上げ) 【カタログの添付】	現場	防災倉庫	品目・員数は申請書どおりである					
避難時の安全性に関する基準	地域防災計画の避難路に面する敷地の場合	延焼 形成 遮断 帯	建物の高さは7m以上	7m以上の部分 ()㎡ ()㎡ = 全建築面積 ()㎡ x 50%	書類	検査済証	検査済証がある			
		落下 策防 止対	建築物を避難路から H/2以上離すこと H/2以上離すことができない場合は、避難路に面する外壁にある開口部等から H/2の距離内における落下防止対策、もしくは開口部のガラスを安全ガラス等とすること (安全ガラスの使用、又はバルコニー・庇等の落下防止対策)	落下防止対策の概要 ()	現場	落下防止の必要な範囲	避難路に面する部分の落下防止対策がされている ・植栽等により対策されている(幅の確保・樹種の確認) ・ガラス等で対策されている(網入りガラス・合わせガラス) ・バルコニー・庇等で対策されている(申請書どおりの範囲)			
	地域防災計画の避難路に面する敷地以外の場合	空地の確保	非常時の避難に供する敷地面積の10%以上の空地を確保 ・日常的に開放され避難に供することができる敷地内の広場 ・プレイロット・歩道状空地・芝生等 ・非常時に開放し、避難に供することができる通路・車路等	対象空地面積 ()㎡ ()㎡ = 敷地面積 ()㎡ x 10%	現場	該当空地	申請書どおりの幅員を確保できている 車路で確保している場合、ゲート等は災害時手動であけられる 非常時の通行等に障害になる構造物等がない 植栽がある場合は非常時に通行可能である(芝生・地被類である)			
	落下 策防 止対	建築物を上記の空地から H/2以上離すこと H/2以上離すことができない場合は、空地に面する外壁にある開口部等から H/2の距離内における落下防止対策、もしくは開口部のガラスを安全ガラス等とすること (安全ガラスの使用、又はバルコニー・庇等の落下防止対策)	落下防止対策の概要 ()	現場	落下防止の必要な範囲	空地に面する部分の落下防止対策がされている ・植栽等により対策されている(幅の確保) ・ガラス等で対策されている(網入りガラス・合わせガラス) ・バルコニー・庇等で対策されている(申請書どおりの範囲)				

災害に対する備えに関する基準	1) 災害後の生活維持を図る備え				申請者自主検査				大阪市検査		
	目的 11階以上に住戸あり または200戸未満 2項目以上 11階以上に住戸なし かつ200戸以上 3項目以上	対策 選択した目的から対策を1以上選択	算定根拠等	チェック欄	確認	確認する書類・現場	確認する内容	チェック欄	書類	現場	メモ
									チェック欄	チェック欄	
飲料水の確保		一人1日当たり6リットルを7日分備蓄（戸数×42リットル以上） （うち、管理組合備蓄 日）	備蓄飲料水の量（ ）リットル （ ）リットル=（ ）戸×42リットル		現場	防災倉庫	品目・員数は申請書どおりである 消費期限は（ ）年				
		小型造水機の設置（ただし、有効な水源があること）	水源（ ） 飲料水造水能力（ ）リットル/時		現場	水源・設置場所	水源は適切である 適切に設置されている				
食糧・食事の確保		煮炊き不要な食糧を備蓄 （全住戸に対し1日2食7日以上） （災害時における食事に配慮した多様な品目とすること） （うち、管理組合備蓄 日）	備蓄食糧 合計（ ）食 （ ）食=（ ）戸×2人×2食×7日 食糧の内容（ ）：（ ）食 （ ）：（ ）食		現場	防災倉庫	品目・員数が申請書どおりである 消費期限は（ ）年				
		かまどベンチを200戸当たり1基（1基にかまど2台）設置、及びかまどベンチ用燃料・大型鍋・レドルの備蓄 （周囲に炊き出し等に供する空地の確保をすること） （燃料の量は1日2食7日間炊き出しするために必要な量以上）	かまどベンチの数（ ）基（ ）基 =（ ）戸÷200戸（小数点以下切り上げ） かまどベンチの燃料および量 （ ）		現場	設置場所 防災倉庫	申請書どおりの仕様である 周囲に利用の障害となるものがない 燃料・備品が申請書どおりである				
し尿処理		マンホールトイレ及びトイレキットを50戸当たり1基設置 （災害後の利用における詰まり等を防止するため適切な対策を講じていること）	マンホールトイレの数（ ）カ所 トイレキットの数（ ）セット （ ）カ所 =（ ）戸÷50戸（小数点以下切り上げ）		現場	設置場所 備蓄場所	申請書どおりの仕様である 周囲に利用の障害となるものがない 詰まり等の対策が申請書どおりである トイレキットの品目・員数が申請書どおりである				
生活用水の確保		防災井戸の設置	深度・径等（ ）		現場	設置場所	申請書どおりの仕様である 周囲に利用の障害となるものがない				
		雨水貯留槽の設置（戸数×112リットル）	貯留槽（ ）リットル （ ）リットル=（ ）戸×112リットル		現場	設置場所	申請書どおりの仕様である 周囲に利用の障害となるものがない				
		貯湯式給湯器の設置	貯湯量（ ）リットル/戸		現場	設置場所	申請書どおりの仕様である				
一時避難場所の確保		災害後の避難生活に有効な200㎡以上のまとまった敷地内オープンスペース	対象空地面積（ ）㎡ 200㎡		現場	設置場所	申請書どおりの仕様である				
2) 高層住戸の災害後の生活の確保について											
災害に対する備えに関する基準	2) 高層住戸の災害後の生活の確保について				申請者自主検査				大阪市検査		
	目的 11階以上に住戸有 1項目以上選択 11階以上に住戸無 選択不要	対策	算定根拠等	チェック欄	確認	確認する書類・現場	確認する内容	チェック欄	書類	現場	メモ
									チェック欄	チェック欄	
防災倉庫の確保		防災倉庫を11階以上の共用部に設置し、高層階にとどまって生活するにあたり必要と考えられるものを備蓄 （居住階から5階上がったフロア又は5階下がったフロアに1カ所以上設置） （11階以上の戸数×0.05㎡で算出される面積以上、かつ5㎡以上） （室名札等による表示を設置）	11階以上の住戸のある階（ ）階～（ ）階 防災倉庫の場所（ ）階 面積の合計（ ）㎡ （ ）㎡=11階以上（ ）戸×0.05㎡ （最小5㎡） 備蓄物（ ）		現場	高層用防災倉庫	防災倉庫の場所や大きさは申請書どおりである 備蓄物の品名・員数は申請書どおりである 施錠が可能である （鍵の保管場所： ） 室名札等が設置されている				
		高層住戸の住民の避難生活に使用できる屋内スペースを低層部に設置すること （11階以上の戸数×4㎡×50%で算出される面積以上、かつ50㎡以上） （生活場所と災害時の動線との区分が必要な場合はパーティション等を備蓄）	場所（ ）階 室名（ ） 面積の合計（ ）㎡ （ ）㎡=11階以上（ ）戸×4㎡×0.5 （最小50㎡）		現場	生活場所 防災倉庫	生活場所の大きさは申請書どおりである 生活場所と災害時の動線とを区分するため、パーティション等を備蓄している				
災害後も使用できるエレベーター その他の対策		11階以上の高層部に通ずる、少なくとも一基以上のエレベーターについては、災害後の停電時等にも継続して（最低3日間以上）使用できる仕様のものであること 生活の確保等に関して対策を講じ、防災アクションプランに明記すること	（ ）基（ ）号機 【自家発電設備、燃料貯蔵所の詳細図を添付】 その他の対策の概要 （ ）		書類 現場 書類	取扱説明書・仕様書等	申請書どおりの仕様である				

3) 日常の自主防災活動について				申請者自主検査				大阪市検査			
災害に対する備えに関する基準	目的 1項目以上選択	対策 選択した目的から対策を1以上選択	算定根拠等	チェック欄	確認	確認する書類・現場	確認する内容	チェック欄	書類 チェック欄	現場 チェック欄	メモ
					防災訓練	年に1回以上防災訓練を行う (消防訓練をかねてもかまわない) 防災に関する啓発活動を継続的に行う				書類	防災アクションプラン
地域連携	防災アクションプランの内容を地域防災リーダーと共有する 津波避難施設として登録する (津波による浸水のおそれのある17区(北区、都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、淀川区、旭区、城東区、鶴見区、住之江区、住吉区、西成区)に限る。 (区役所と、事前協議及び管理組合設立後に再協議を行うこと)	【津波避難施設に関する協定書(案)及び区役所との協議議事録を添付】			書類	「津波避難施設」に関する協定書	「津波避難施設」に関する協定書がある				
項目		基準		チェック欄							
防災アクションプランの策定に関する基準	計画の目標	災害時のマンション住民の自立を主眼においた防災方針を記述			書類	管理規約	・ 防災力強化マンション認定制度の認定基準に基づき防災アクションプランを策定していることを位置づけられている ・ 防災アクションプランが管理規約集の一部として綴じられている又は綴じられていると同等の状態である ・ 防災アクションプランの内容が添付図面を含めて申請書どおりである				
	計画の位置づけ	管理規約等に位置づける									
	マンションの概要	名称、住所、規模等、防災対策を策定するための基礎情報として記述			重要事項説明書		・ 防災力強化マンション認定制度に基づき防災アクションプランを策定していることが説明されている				
	マンションの防災関連情報	マンション周辺の街並み状況、避難路や避難所の位置などを記述 (計画敷地を明示した震度分布予測図及び浸水想定区域図を含む)									
	マンションに備わっている防災性能、防災設備、備品・備蓄物資など	耐震性能や耐火性能、防災関連の設備や備蓄物資などを記述			現場	備蓄物その他	建設当初からの備えとして位置づけられているものが設置されている (防災アクションプランの「マンションに備わっている防災設備、備品・備蓄物資など」に掲げるものが全て備わっている) () () () () () () () () () () () ()				
	災害に対する備え	「A. 災害直後の安全確保」 「B. 災害後の生活維持」 「C. ライフライン復旧までの生活支援」 「D. 日常の自主防災活動」 の4段階に応じ、活動目的別に対策を記述 各段階に本市にて定める活動目的別に一つ以上の対策を行う									
	地域への貢献について	災害時に一定期間周辺住民に開放できる施設など、マンションとして地域貢献できる項目を記述									
防災アクションプランを補完する各種マニュアル	大阪市自主防災活動マニュアル、大阪市民防災マニュアル、家具転倒防止マニュアル、防災訓練マニュアルなど、災害対策活動をサポートする各種マニュアルを記述										
項目		基準		チェック欄							
その他の基準	生活動線	災害時の生活動線に配慮したものであること	【よくある質問と回答(Q&A)のQ23参照】		現場	その他	・ 平面計画が申請書どおりである ・ その他()				
	被害想定	各々の被害想定を踏まえた対策を講じたものであること	【よくある質問と回答(Q&A)のQ24参照】		現場	防災倉庫その他	・ 浸水予測があるため、防災倉庫のレイアウトを工夫している ・ その他()				
	情報伝達手段	災害時の情報伝達が適切に行えるよう対策を講じたものであること	【よくある質問と回答(Q&A)のQ25参照】		現場	災害時活動場所	・ 災害時活動場所の掲示板がある ・ シート型ホワイトボードを備蓄している				